

必ずお読みください

1 翌年度以降の減免について

自動車税の減免は毎年度ごとに申請が必要ですが、毎年12月31日現在、減免自動車を所有している方には、1月下旬に減免の継続を確認するための「報告書兼申請書」(以下「減免ハガキ」といいます。)を送付します。**減免申請時の状況から変更の有無にかかわらず、必要事項を「減免ハガキ」に記入の上、報告期日までに提出してください。**

減免申請時の状況から変更がない場合に限り、「減免ハガキ」を報告期日までに提出されることにより、翌年度も継続して減免を受けることができます。なお、報告期日までに「減免ハガキ」の提出がない場合、また減免申請時の状況から変更があった場合は、翌年度は継続して減免を受けることができませんので、あらためて申請期間内(自動車税の納期限まで)に最寄りの県税事務所、自動車税事務所又は飛騨県税事務所自動車税出張所で申請手続きを行ってください。

また、**減免要件に該当しなくなった場合は、速やかに自動車税事務所まで連絡してください。**なお、課税の時期は、減免に該当しなくなった事由が発生した日の翌年度からとなります。後日減免要件に該当していなかったことが判明した場合は、遡って納税していただくことになりますので注意してください。

〔減免要件に該当しなくなった場合の例〕

- ①障がい者の方が死亡した。
- ②障がい者の方の住所が岐阜県外に変わった。
- ③障がい者の方が長期入院又は福祉施設等に入所した。
- ④手帳の等級(障害の程度)が減免要件に該当しなくなった。
- ⑤障がい者の方と運転者が生計同一でなくなった。
- ⑥減免車の車検の有効期間が経過し使用しなくなった。
- ⑦専ら障がい者の方のために減免車を使用しなくなった。

〔あらためて減免申請が必要となる場合の例〕

- ①別の自動車に乗り替えた。
- ②障がい者の方の住所が岐阜県内で変わった。
- ③障がい者の方の氏名が変わった。
- ④手帳等の等級(障害の程度)が軽くなった。
- ⑤運転者が変わった。
- ⑥生計同一者が車を所有している場合で、身体障がい者の方が18歳に到達した。(名義変更が必要)

など

※住所を変更したり、自動車を乗り替えられると、「減免ハガキ」が送付されない場合がありますので、詳細については、下記までお問い合わせください。

2 減免を受けている自動車の変更について

今後、減免を受けている自動車を乗り替えられる場合には、新たな自動車の減免申請が必要です。その場合、減免申請時に、前の減免車の抹消登録、移転登録又は管轄変更登録がされていることが必要です。

減免申請期限は、運輸支局に登録を行う日(自動車申告日)から30日以内です。なお、登録を行う日に自動車に課税されない場合は、翌年度の自動車税のみが減免の対象となり、申請期限は登録を行う日から翌年度の自動車税の納期限までです。

3 審査請求等について

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者になります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

＜お問い合わせ先＞

岐阜県自動車税事務所
〒501-6192 岐阜市日置江2648-3
電 話 058-279-3781
FAX 058-279-5677

飛騨県税事務所自動車税出張所
〒506-0035 高山市新宮町830-7
電 話 0577-36-1400
FAX 0577-36-1402

身体障がい者減免Q & A

岐阜県 身体障がい者等減免 Q&A

検索

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5631.html>